

機内持込み・預け手荷物における危険物の代表例

以下の点にご留意ください。

1. 全般

- 国際的なルールに基づき設定している航空法及び関係規則をもとに記載しております。
- 機内に持ち込むことができるか、お預けが出来るかどうかについて問い合わせが多い品目、代表的な取り扱いを一覧表にして紹介しています。
- 国際線においては、外国当局等の規制により厳しく制限されている場合もありますので、詳しくはコンタクトセンターにお尋ねください。
- 機内持込み制限品であっても、医療上の配慮が必要となる場合は、事前にコンタクトセンターにお尋ねください。

2. ハイジャック・テロ等に凶器として使用される恐れのあるもの

- 工具、スポーツ用品、武器当の中で凶器となり得るものについても持込みを制限しております。
- 各製品の模擬品・類似品を含みます。
- リストに掲載されているもののうち持込みできるものであっても、材質、強度、形状等により凶器となり得ると判断され、持込みできない場合があります。
- リストに掲載されているものの外についても同様に、材質、強度、形状等により凶器となり得ると判断され、持込みできない場合があります。
- 鉄砲刀類持等取締法その他の法令により持所そのものが出来ない場合がありますのでご注意ください。

3. 危険物全般

- リストに掲載されているものであっても、安全データシート(SDS)又はメーカー発行の書類等で非危険物と判断された場合は規制を受けることなく運びます。
- リストに掲載されているもののうち機内持込み手荷物として持込みできるものであっても、液体物であり、国際線の場合、別途液体物制限の対象になります。
- リストに掲載されているもののうち運べるものであっても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
- リストに掲載されているもの以外についても、安全が確認できず危険物と判断され、運べない場合があります。
- 旅客の手荷物として機内持込み・お預けができる危険物は、個人が使用するものに限ります。

① 化粧品類・引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	1人あたり	
・ヘアケア用品：ヘアスプレー、ヘアトニック、育毛剤(液体、スプレー)、ヘアカラー、白髪染め、ブリーチ ・スキンケア用品：化粧水、洗顔フォーム、日焼け止め ・シェービングフォーム ・ネイルケア用品：マニキュア、除光液、ネイルアート用品 ・入浴剤、バスオイル ・マウスケア用品：洗口液 ・香水、オーデコロン ・アロマオイル ・制汗・清涼・冷却スプレー(衣料につけるものも含む) ・芳香・消臭・除菌・シワ取りスプレー(身体用、衣料・室内用)※アルコール製除菌製品を含む ・家庭用洗剤(漂白剤・カビ取り剤は除く) ・洗浄液(コンタクト用、入れ歯用、かつら用、ジュエリー用、メガネ用、髭剃り用)	○	○	0.50又は0.5kg以下	2ℓ又は2kg以下	化粧品類とは、身体、身だしなみを手入れするために使用するもの、並びに、清涼、芳香、洗浄、消臭、除菌効果のある嗜好品。また、ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの ※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品、医薬部外品および③スプレー缶の合計数量であること。 ※漂白剤やカビ取り剤および製品に「塩素系」や「混ぜるな危険」が表示されている洗剤は持込み・お預け不可

② 医薬品・医薬部外品・引火性液体・高圧ガス(スプレー缶)を含む非放射性物質のもの

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	1人あたり	
・消炎鎮痛剤(液体、スプレー) ・虫さされ・かゆみ止め薬(液体、スプレー)、虫よけ(液体・スプレー) ・殺菌・消毒剤(液体、スプレー)※アルコール製除菌製品を含む	○	○	0.50又は0.5kg以下	2ℓ又は2kg以下	※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品、医薬部外品および③スプレー缶の合計数量であること。 ガスが充填されたスプレーの場合は、噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの

③スプレー缶(①②をのぞく)

品目(種類)	持込み	お預け	数量		備考
			一容器あたり	1人あたり	
引火性ガスも毒性ガスも使用されていないもので、圧縮ガス以外の危険性がないもの	○	○	0.50又は0.5kg以下	2ℓ又は2kg以下	※上記1人あたりの数量は、①化粧品類、②医薬品、医薬部外品および③スプレー缶の合計数量であること。 噴射弁が偶発的に中身が漏れるのを防ぐためキャップ又は適当な方法(噴射弁が押されないような措置)で保護してあるもの

⑦酸素ポンベ・ガス類						
品目(種類)			持込み	お預け	数量	備考
					—容器あたり	1人あたり
酸素ポンベ(空気ポンベ)			医療(援助)用	○	○	5kg
			上記以外	×	×	
ガスシリンダー			機械義肢用	○	○	
ガスシリンダー	膨張式救命胴衣 (海難救助用、オートバイ用等)	胴衣(本体)	○	○		2個 (救命胴衣1個あたりシリンダ-2個付)
		予備シリンダー	○	○		救命胴衣1個あたり2個
	膨張式救命胴衣以外の装置に用いられる引火性ガス、毒性ガスが使用されていない小型のガスシリンダー (ガスシリンダーを使用する美容器具、炭酸水製造器、自転車用携帯ポンプ(空気入れ)、ピールサーバー等)	—容器あたり50ml以下のもの	○	○		4個
ガスボンベ			—容器あたり50mlを超えるもの	×	×	
ガスボンベ						
消火器						
ダックスボイス						
⑧火薬類						
品目(種類)			持込み	お預け	数量	備考
					—容器あたり	1人あたり
弾薬			×	×		
薬莢キーホルダー、薬莢ネックレス(キーホルダーやアクセサリーとして加工されているもの)			○	○		
花火			×	×		
クラッカー			×	×		
発煙筒			×	×		
⑨その他日用品						
品目(種類)			持込み	お預け	数量	備考
					—容器あたり	1人あたり
ヘアカーラー・ヘアアイロン			コンセント式 * モバイルバッテリー等から給電するものを含む	○	○	
			電池式(リチウムイオン電池) * ワット時定格量が160Wh以下のもの	×	×	
			電池式(上記以外の電池)	×	×	
			ガス式 * 炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの	○	○	1個
ヘアカーラー・ヘアアイロン用詰め替えガス				×	×	
半田ごて・グルーガン			コンセント式 * モバイルバッテリー等から給電するものを含む	○	○	
			電池式(リチウムイオン電池) * ワット時定格量が160Wh以下のもの	×	×	
			電池式(上記以外の電池)	×	×	
			ガス式 * 炭化水素ガスが充てんしてあるもの	×	×	

スキーバーダイビング用ライト	リチウムイオン電池 * ワット時定格量が160Wh以下のもの	○	○			本体からリチウムイオン電池を取り外すことが出来る場合は、持込み・お預けともに可。ただし、本体から取り外したリチウムイオン電池と予備電池は短絡防止の措置を行い、持込みのみ。(お預け不可)
	上記以外の電池	○	○			熱を発生する部分と電池を分け、電池は短絡防止等の措置が講じられていること。
スキー・スノーボード用ワックス・ワックスリムーバー	固形	○	○			
	液体・ペースト	×	×			引火点が摂氏60℃を超える液体状のものは輸送可。
	スプレー(ガス)	※③「スプレー缶」参照				
雪崩救難用パックパック	雪崩救難用パックパックに使用される火薬の含有量は200mg以下のもので、圧縮ガスは、引火性ガスも毒性ガスも使用していないものに限る	○	○		1個	誤作動が生じないように包装され、かつパックパック内のエアーパッkingが圧力開放弁を有するもの。当該物件は、手荷物に収納すること。
ドライアイス	生鮮食料品など非危険物のものを冷却するために用いるもの	○	○		2.5kg	炭酸ガスを放出する構造の容器に入っていること。
	上記以外	×	×			
炭及び活性炭	燃焼用のもの	×	×			国連試験により危険性がないことが証明されているものは輸送可。
	浄化、浄水用のもの	○	○			製品として加工されているものに限る。
夜光性塗料	時計に使用されているもの	○	○			
	上記以外	×	×			
水銀気圧計・水銀温度計		○	×			水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの。当該物件は、持込み手荷物に収納すること。気象庁又はこれに順ずる機関の人が携行する場合に限る。
水銀医療用体温計		×	○		1個	個人用で保護箱に入れてあるもの
磁石	家庭用	○	○			非危険物
	業務用(大型磁石)	×	×			
臓器・組織・細胞など	移植用	○	○			
	研究、検査用	×	×			「病毐を移しやすい物質」に該当しなければ輸送可
心臓ベースメーカー、その他体内に埋め込まれた又は体外に取り付けられた医療装置(放射性物質又はリチウムを使用した電池で作動するもの)		○	×			
スポーツ用球技ボール		○	○			
オイル充填式携帯カイロ		×	×			
加熱式弁当(発熱剤付弁当)、加熱式飲料(発熱剤付飲料)		×	×			
くん煙式殺虫剤		×	×			
水銀		×	×			
アイソトップ		×	×			
内燃機関又は燃料電池機関(エンジン、発電機等)		×	×			※ただし、以下の要件を全て満たす場合は、お預けのみ可 ・燃料タンクに一度も燃料を入れたことがないか、又は浄化されていること ・燃料系統が完全に空であること ・燃料系統は、密閉又は蓋がされていること
電子タバコ		○	×			予備の電池は、短絡防止の措置が行われていること。機内で充電をしないこと。
瞬間冷却パック		×	×			硝酸アンモニウム等の危険物に該当するものが入っていない場合は輸送可。
空間除菌製品		×	×			亜塩素酸ナトリウム水溶液等の危険物に該当するものが入っていない(発生しない)場合は輸送可。

【参考】

- 製品に **高温に注意** と表示があるものは、非引火性ガスを使用
- 製品に **火気と高温に注** と表示があるものは、引火性ガスを使用

⑩ 刀剣類		持込み	お預け			備考
刀(日本刀、中国刀、西洋刀など)		×	○			プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等武器として使用できないものは持込可能
あいくち		×	○			
飛び出しナイフ		×	○			
⑪ ナイフ類		持込み	お預け			備考
ナイフ		×	○			バターナイフのような先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持込可能
牡蠣剥き用ナイフ		×	○			一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可
ペーパーナイフ		×	○			先端が鋭利でなく、凶器にならないと判断されるものは持込可能。
手術用メス		×	○			医療用(外科、眼科、歯科、その他)のものも持込不可
剃刀		×	○			T字型剃刀や化粧用の小さな(まゆ毛用)剃刀は持込可能 電動剃刀(電動シェーバー)は持込可能
はさみ		×	○			先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持込可能 小さな眉毛きりはさみや鼻毛きりはさみ等の化粧用はさみ、携帯裁縫セットのはさみも持込可能
幼児用はさみ		×	○			明らかなおもちゃは持込可能
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)		×	○			構成品に機内持込制限品に該当するものが含まれていない場合であっても、一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可。
⑫ カッター等		持込み	お預け			備考
カッター		×	○			NTカッターなど
葉巻カッター(はさみ式)		×	○			先端が尖っていないもので刃体6cm以下であれば持込可能
葉巻カッター(ギロチン式)		×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
シートベルトカッター		×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
フードカッター		×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
アップルカッター		×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ビザカッター		×	○			
⑬ 鉄砲類		持込み	お預け			備考
銃砲		×	×			
空気銃		×	×			
BBガン		×	×			
スタートーピストル		×	×			
玩具銃(幼児用プラスチック製)		×	○			材質が強度、形状を考慮した上で明らかに危険性がないと判断されるものは持込可能
鉄砲類の部品		×	○			複数旅客が部品を分けて持ち込み、機内で組み立てる可能性があるため持込不可
⑭ 発射体類		持込み	お預け			備考
スリングショット(バチンコ)		×	○			一見しておもちゃと判るものは持込可能
弓矢		×	○			
ボウガン		×	×			
ビス打ちピストル		×	○			
⑮ 武具、護身用具等		持込み	お預け			備考
特殊警棒		×	○			
ヌンチャク		×	○			
十手		×	○			一見しておもちゃなど武器として使用できないものは持込可能
メリケンサック		×	○			

⑯ スポーツ用品、運動器具、介護用具等	持込み	お預け			備考
ゴルフクラブ	×	○			ヘッドのみであれば持込可能。プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込不可。
ゴルフスイング練習用具	×	○			
バット	×	○			プラスチック製のもので、一見しておもちゃ等凶器として使用できないものは持込不可。
アイススケート靴	×	○			
ゲートボール用スティック、クリケット	×	○			
ホッkeesスティック	×	○			
ラクロススティック	×	○			
ブーメラン	×	○			金属製の刃が付いていないものは持込可能。
バトン	×	○			リレー用やバントワーリング用で60cm以下のものは持込可能。
組み立て式バター	×	○			
ビリヤードのキュー	×	○			
スキーやスノーボード	×	○			60cm以下のショートスキーは持込可能。
スキーストック	×	○			疊んだ状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可。体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであつても持込可能。
登山用ストック	×	○			疊んだ状態で60cm以下のものは持込可能。但し、先端に尖った金属(キリ状)が取り付けられているものは持込不可。体が不自由で、ステッキの代わりとして使用し、先端が尖った金属(キリ状)が取り付けられていないものは60cmを超えるものであつても持込可能。
金剛杖(巡礼、登山用)	×	○			
アイゼン	×	○			
テニスラケット	○	○			
ステッキ	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能。体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであつても持込可能。
添木その他義手、義足類	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能。体が不自由で、旅客自身で使用するものは60cmを超えるものであつても持込可能。
⑰ 棒状のもの	持込み	お預け			備考
鉄棒・鉄パイプ	×	○			
木刀	×	○			
竹刀	×	○			
三脚	×	○			疊んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能。
一脚	×	○			疊んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能。
昆虫採取用又は釣用タモ	×	○			疊んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能。木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能。
マッサージ棒	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能。
麵打ち棒(すりこぎ棒含む)	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能。
ビーチバーサル	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能。
釣り竿	×	○			疊んだ状態で長さ60cm以下のものは持込可能。木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能。
旗竿	×	○			長さ60cm以下のものは持込可能。但し、先端が尖っているものは持込不可。先端が尖っていないプラスチック製のものは60cmを超えるものであつても持込可能。

⑩道具類、工具類	持込み	お預け			備考
大工道具類（ハンマー）	×	○			
大工道具類(大型バール)	×	○			
大工道具類(キリ)	×	○			
工具類(ドライバー)	×	○			全体の長さ15cm以下かつシャフトの長さ6cm以下のものは持込可能(グリップ部分とシャフト部分が外せるタイプの場合は装着して計測する)
工具類(スパナ)	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(レンチ)	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(バール)	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
工具類(携帯用の小型セット)	×	○			アイスピック、キリ状の物が含まれていないものは持込可能
工具類(電動ドライバー)	×	○			
工具類(電動ノコギリ)	×	○			
工具類(ブローランプ)	×	○			
工具類(ドリル)	×	○			
木槌、小槌	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
棒状のヤスリ類	×	○			長さ15cm以下のものは持込可能
ノギス	○	○			
製図用コンパス・デバイダー	○	○			
⑪先端が著しく尖っている物	持込み	お預け			備考
アイスピック	×	○			
ピッケル	×	○			
ダーツの矢	×	○			先端に金属製のキリ状のものが付いていないものは持込可能
金串・火箸	×	○			
沖縄かんざし(ジーファー)	×	○			木製やプラスチック製のもので、凶器にならないと判断された場合は持込可能
釘	×	○			長さ6cm以下のものは持込可能
注射針	×	○			機内で医師又は看護師が医療行為のために使用する場合は持込可能。
自己使用注射針	○	○			医師から処方された在宅自己注射対象薬剤(インスリン製剤、インターフェロン製剤、アドレナリン製剤等)を投与するために使用する場合は持込可能。
血糖値測定用採血針	○	○			
裁縫針	○	○			
安全ピン	○	○			
傘	○	○			旅客自身が使用する通常の傘は持込可能。但し、先端が鋭利など凶器となり得ると判断したは持込不可
サムライアンブレラ	×	○			
編み棒	○	○			先端が鋭利など凶器となり得ると判断したものは持込不可。
⑫その他	持込み	お預け			備考
ツールナイフ(多機能折りたたみナイフ)型、手裏剣型の物品(例:USB媒体、ライター等)	×	○			一見して脅威を抱かせる形状をしているため持込不可。 ライターについてはお預け手荷物として預けることも不可。
おの	×	○			
なた	×	○			
のみ	×	○			
彫刻刀	×	○			
大工道具類(ノコギリ)	×	○			
ドリルの刃	×	○			他のものと組み合わせて使用される可能性があるので持込不可
野菜スライサー	×	○			本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ピーラー(調理器具)	×	○			刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
缶切り	×	○			刃が外を向いておらず、本体と刃の部分が外れないものは持込可能
ペットボトルオープナー	×	○			刃の外せないものは持込可能

手裏剣・手裏剣型キーホルダー	×	○			木、プラスチック製などの明らかなおもちゃは持込可能 刃の部分が鋭利で凶器として使用される可能性があるものは持込不可
爪切り	○	○			革皮切りの小型ナイフが装着されているものは、持込不可
手錠	×	○			
スタンガン	×	○			
シャベル	×	○			移植用など凶器にならないと判断されるものは持込可能
ワインオープナー	×	○			ナイフの付いていないもの(螺旋状のものを含む) は持込可能。但し、凶器となり得ると判断した場合は持込不可
パイプ喫煙用清掃用具	×	○			本体にはパイプ内部に溜まったヤニを削り取る 「カーボンカッター」が付いており、カミソリより刃が 硬く丈夫なため持込不可
ステンレス製のヘラ(スクレーバー)	×	○			
ピンセット	×	○			先端が丸みを帯びており強度がないものは持込可能
カジキ釣り針	×	○			U字底部から釣り糸通し穴までの距離が10cm以下 のものは持込可能。但し、凶器となり得ると判 断した場合は持込不可
掛け軸・タペストリー	×	○			軸の長さ65cm以下のものは持込可能。 軸の部分がプラスチック製のものは65cmを超える ものであっても持込可能。
ポスター、掛け軸等の収納ケース	×	○			長さ70cm以下のものは持込可能。 紙製やプラスチック製のもの等で凶器にならない と判断された場合は70cmを超えるものであっても 持込可能。